

えびの市市民団体連絡会議規約

(名称)

第1条 本会議は、えびの市市民団体連絡会議という。

(目的)

第2条 本会議は、えびの市において活動する市民団体で構成し、団体間の交流を図ることにより、活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 加入団体相互の情報交換及び本会議内外の各種団体との連絡調整に関すること。

(2) 加入団体の共同研修の実施に関すること。

(3) 行政との協働に関すること。

(4) その他、本会議の目的達成に関すること。

(組織)

第4条 本会議は、加入団体の構成員により組織する。

(役員)

第5条 第2条の目的達成のため、加入団体から選出された者（以下「役員」という。）による役員会を設置し、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 4名

(役員の職務)

第6条 会長は、この会議を代表し、その会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は、会長の指示のもと、本会議の運営を円滑に進めるための事務を行う。

(役員会)

第7条 役員会は、市民団体連絡会議で行う事業内容について話し合い、活動計画案を立てるものとする。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が任期中に辞任したとき、後任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第9条 この会議の事務局は、えびの市市民活動支援センター内に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めのない事項については、役員会において協議する。

附 則

この規約は、平成25年5月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年11月15日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月1日から施行する。